

○高知市建設工事総合評価落札方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知市の発注する建設工事に係る総合評価落札方式による一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が高知市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者として決定する方式をいう。

(対象建設工事等)

第3条 総合評価落札方式による一般競争入札の実施に当たっては、当該工事の特性(規模、工事内容、技術的な工夫の余地等)に応じて、企業評価型又は施工計画型のいずれかによるものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 施工計画型

施工の確実性を確保するために、企業や配置予定技術者の同種工事の経験、工事成績等に基づく技術力等に加えて簡易な施工計画を求め、価格と総合的に評価する。

(2) 企業評価型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実性を確保するために、企業や配置予定技術者の同種工事の経験、工事成績等に基づく技術力等と価格を総合的に評価する。

(入札の公告等)

第4条 市長は、総合評価落札方式で発注する場合は、高知市契約規則(昭和40年3月15日規則第4号)第6条各号に掲げる公告する事項に、次の事項を加えて公告する。

(1) 総合評価落札方式による入札である旨

(2) 総合評価落札方式に係る落札者決定基準

(3) その他総合評価落札方式の入札に必要な事項

(落札者決定基準)

第5条 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他の基準を定めるものとする。

2 前項の規定により、落札者決定基準を定める場合は、あらかじめ高知市総合評価落札方式審査委員会の意見を聞くものとする。

(評価基準)

第6条 評価基準は、性能等に係る評価項目及び得点配分その他評価に必要な事項を定めるものとする。

2 評価項目は、可能な限り定量的に評価できる指標を設定する。

3 得点配分は、各評価項目の重要性を考慮し、評価項目ごとに配点を設定する。

(評価の方法)

第7条 評価は、入札者の申し込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計(以下「評価点」という。)と当該入札者の入札価格を基に、評価値を求めるものとする。なお、評価値は、次の式により算定した数(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。また、各評価項目の評価基準において複数の基準に該当する場合には、配点の最も高い基準のみを適用する。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格}$$

2 前項の式における「標準点」は、提出された資料が要件を満たすものである場合は、100点とする。

3 第1項の式における「加算点」は、技術評価点及び施工体制評価点の合計点とする。

(1) 技術評価点

企業の評価、技術者の評価及び施工計画の評価の合計点

(2) 施工体制評価点

品質確保の体制その他の施工体制の確保状況に対して、評価基準に基づき評価された点

(技術評価点の決定)

第8条 総合評価落札方式に係る技術評価点の審査は、高知市総合評価落札方式技術審査委員会において行うものとする。ただし、企業評価型を採用する場合は、高知市総合評価落札方式技術審査委員会での審査を不要とする。

2 総合評価落札方式に係る技術評価点の審査は、性能等の確保並びに施工の確実性等を評価するものとする。

(施工体制評価点の設定)

第9条 総合評価落札方式は、すべて施工体制確認型とする。施工体制評価は、高知市建設工事低入札価格調査制度実施要領により、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価し、その優劣を技術評価点に反映させるものとする。

2 施工体制評価点の算定は、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性の各項目で評価し、「良」を満点、「可」を「良」の10分の4の点数、「不可」を0点とし、その合計を施工体制評価点とする。

3 施工体制評価の技術評価点への反映は、次の式によるものとする。

$$\text{技術評価点} = \text{開札時の技術評価点(仮)} \times (\text{施工体制評価点} \div \text{施工体制評価点の満点})$$

(落札者決定の方法)

第10条 次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札公告等において定めた入札参加資格等を全て満たしていること。

(2) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(3) 入札に係る性能等が入札公告において明らかにした技術的要件のうち、求める評価項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。

2 評価値の最も高い者が2以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

3 第5条第2項の規定による意見の聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見

を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、第1項及び前2項の規定により落札者を決定するときに、あらかじめ、高知市総合評価落札方式審査委員会の意見を聴くものとする。

(入札結果の公表)

第11条 総合評価落札方式により、落札者を決定した場合は、次に掲げる事項について速やかに公示するものとする。

- (1) 入札日時
- (2) 工事名
- (3) 履行場所
- (4) 調査基準価格
- (5) 入札参加者名
- (6) 各入札参加者の入札金額
- (7) 各入札参加者の技術評価点
- (8) 各入札参加者の評価値

(入札の方法)

第12条 総合評価落札方式による入札は、高知市郵便入札実施要領(平成15年4月1日制定)に定める郵便入札又は高知市電子入札運用基準(平成27年9月1日制定)に定める市が設置する電子入札システムを使用して行う契約に係る事務のいずれかの方法により行うものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 この要領に定めのない事項については、一般競争入札等の取扱によるものとする。

(入札の申し込み)

第13条 総合評価落札方式による入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)に、次の各号に掲げる書類のうち案件ごとに入札公告等に定めた書類を添付し、所定の期日までに入札参加の申し込みをしなければならない。

- (1) 同種工事の施工実績調書(様式2)
- (2) 配置予定技術者状況調書(様式3)
- (3) 企業の評価項目一覧表(様式4)
- (4) 配置予定技術者の評価項目一覧表(様式5)
- (5) 同種工事の施工実績調書[評価用](様式6)
- (6) 配置予定技術者状況調書[評価用](様式7)
- (7) 簡易な施工計画(様式8)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(技術資料の担保)

第14条 発注者が提案書等を採用するに当たり、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関しても、技術提案を行った受注者はその責任を負うものとする。

2 性能等の提案内容が満たされない場合は、受注者は再度の施工義務を有する。
3 前項の規定にかかわらず、評価する項目の性格から、再度施工が困難又は合理的でない場合は、工事成績評点の減点、契約金額の減額、損害賠償等を行うものとする。

4 前3項に規定する内容は、入札公告又は契約書の中に明記するものとする。

(技術提案内容の使用)

第15条 技術提案については、その後の工事においてその内容が一般的に使用されている状態となった場合、提案者に通知することなく高知市が発注する工事に無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

(書類等の作成費用)

第16条 入札参加者が技術資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年7月30日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年2月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要領による改正前の高知市建設工事総合評価落札方式実施要領の規定による様式は、この要領による改正後の高知市建設工事総合評価落札方式実施要領の規定の様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。